

浄化槽について

浄化槽の管理に関しては下記のようなことが法律などで定められていますので、参考にし
て適正な管理を行ってください。

保守点検

お問い合わせ：京都府南丹保健所 ☎：0771-62-4755

浄化槽管理者には、定期的に保守点検を行い定められた基準値以内の水質で放流する義務があります。
この業務には資格が必要なため通常は知事の登録を受けた**保守点検業者**に委託されています。

清掃

お問い合わせ：下記参照

年1回以上は、汚泥やスカムを引き抜き、付属装置・機械類の洗浄清掃をする必要があります。
清掃は、「**浄化槽清掃業**」の許可を当組合から受けた下記の業者に委託してください。

水質検査

お問い合わせ：(社)京都保健衛生協会 ☎：075-681-1727

法定検査には、浄化槽を使用開始後3ヶ月を経過してから5ヶ月以内に行う「**7条検査**」とその後
毎年1回定期的に行う「**11条検査**」がありますので必ず実施してください。

浄化槽法の罰則

保守点検や清掃が定められた基準に従っていない場合、市町村長が改善措置や使用停止を命じ、それに
違反すると処罰されます。⇒ **6ヶ月以下の懲役または100万円以下の罰金**

《参考》

浄化槽清掃等に関するお問い合わせ

京都中部環境整備協同組合	☎ 0771-42-5753
--------------	----------------

浄化槽清掃業許可業者

(株)石丸浄水センター	☎ 0773-58-4141
南丹清掃(株)	☎ 0771-22-4488
日進浄化槽センター(株)	☎ 0771-22-5809



浄化槽保守点検及び清掃手数料表（船井郡衛生管理組合が定めたもの）

型式/人槽	5人槽以下	6人槽	7人槽	8人槽	9人槽	10人槽	11人槽以上	
小型合併処理方式	点検	25,410円						船井郡衛生 管理組合に 問い合わせ てください
	清掃	35,530円	42,790円	49,940円	57,200円	64,350円	71,610円	
全ばっ気方式	点検	22,550円						
	清掃	20,350円						
分離ばっ気・分離 接触ばっ気方式	点検	22,660円						
	清掃	16,280円	18,150円	19,910円	21,780円	23,650円	25,410円	
その他の方式	点検	22,550円						
	清掃	22,880円						

【注】上記手数料は税込み価格です。

注意

1年以上清掃していない場合や撤去などに伴う最終清掃の場合には、上記清掃手数料の1.5倍と
なりますのでご注意ください。